

別表六の二（二十五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の15の7第4項から第6項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額4」は、認定連結親法人（令和2年旧措置法第68条の15の7第1項に規定する認定連結親法人をいいます。以下同じです。）又はその認定連結子法人（同項に規定する認定連結子法人をいいます。以下同じです。）が同項に規定する情報技術事業適応（以下「情報技術事業適応」といいます。）のうち令和2年6月改正前の措置法令（以下「令和2年旧措置法令」といいます。）第39条の47の2第2項（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けたものの用に供した情報技術事業適応設備（令和2年旧措置法第68条の15の7第4項に規定する情報技術事業適応設備をいいます。）に係る額の合計額を記載します。
- 3 「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額13」は、認定連結親法人又はその認定連結子法人が情報技術事業適応のうち令和2年旧措置法令第39条の47の2第2項の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けたものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限りません。）に係る額の合計額を記載します。
- 4 「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額23」は、連結親法人又はその連結子法人で、令和2年旧措置法第68条の15の7第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものがその事業の用に供した次に掲げる減価償却資産に係る額の合計額を記載します。
 - (1) 令和2年旧措置法第68条の15の7第3項に規定する生産工程効率化等設備のうち措置法令第27条の12の7第3項（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により経済産業大臣が定める基準に適合するもの
 - (2) 令和2年旧措置法第68条の15の7第3項に規定する需要開拓商品生産設備